２．飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
（２）豚及びいのししの場合

※記載方法
・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
・１から40までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。
・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

【　提出後の流れ　～改善に向けて～　】
①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「○」、「×」又は「－」（非該当）を記入する。
②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。

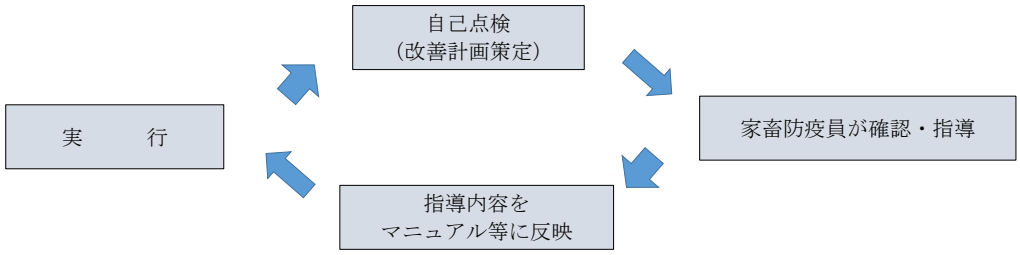

●飼養衛生管理基準の構成について
飼養衛生管理基準は全40項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項【項目１～12】
Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目13～24】
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目25～34】
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目35～40】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 14 15 16	35			25 26
物品	車両、重機	17	36			28
	器具、機材	18 19	37 39	32	27	27 28
	飼料、敷料	20 21 22				20
野生動物	野生いのしし	23				
	ねずみ、たぬき	23		32	29 30 31	29 30 31
	野鳥				29 30	29 30
	はえ、ダニ				29 31	29 31
飼養環境	土壌、粉塵			32	33	33
家畜	死体、排せつ物		38 39		29	29
	豚、いのしし	24	38 39 40		29	34 39 40

農場名：

回答記入例
☑ はい　☐ いいえ

※「はい」、「いいえ」又は「該当しない」から１つ選択

豚_2

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項				家畜防疫員チェックボックス
1　家畜の所有者の責務				
①関係法令を遵守している。 〈関係法令の例〉 ・家畜伝染病予防法　・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律　・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律　・水質汚濁防止法　・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律　・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律		☐ はい	☐ いいえ	
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 〈協力者の例〉 ・地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者）　・都道府県　・市町村　・関係団体　・地域自衛防疫団体		☐ はい	☐ いいえ	
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針				
2　家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 〈情報の把握方法例〉 ・メール　・広報誌　・ＦＡＸ　・ウェブサイト		☐ はい	☐ いいえ	
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。		☐ はい	☐ いいえ	
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。		☐ はい	☐ いいえ	
④農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 ※以下の資料を添付 農場の平面図（次のものを明示したもの） １）衛生管理区域及びその出入口 ２）消毒設備の設置個所		☐ はい	☐ いいえ	
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針				
3　飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 （１）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 （２）海外渡航時及び帰国後の注意事項 （３）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 （４）農場内への不適切な物品の持込みの禁止 （５）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （６）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （７）猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 （８）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （９）農場における防疫のための更衣 （10）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付		☐ はい	☐ いいえ	
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。		☐ はい	☐ いいえ	
③家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針				

4　記録の作成及び保管				
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。				
①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※１当該農場の従事者を除く。 ※２所属等からその目的が明らかな場合を除く。		☐ はい	☐ いいえ	
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。		☐ はい	☐ いいえ	
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
⑤導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
⑥出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
⑦飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況		☐ はい	☐ いいえ	
⑧家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針				

5　大規模所有者が講ずる措置				
①飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。 〈周知方法の例〉 ・飼養衛生管理マニュアル　・貼紙 ※以下の資料を添付 　従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
②畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。 「同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭（肥育豚（月齢が満十月未満の豚をいう。）にあっては、一万頭）をこえないこと。）。」	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
③大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、必要事項を記載した対応計画を策定している。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針				

6　獣医師等の健康管理指導			
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。		☐ はい	☐ いいえ
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください			
担当の獣医師の氏名			
担当の診療施設の名称			
【記入欄】　今後の改善方針			

7　家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備			
●野生動物が豚熱等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。 14　他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 22　安全な資材の利用 26　畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用 28　畜舎外での病原体による汚染防止 29　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場の取組	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

8　衛生管理区域の設定			
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 〈衛生管理区域境界の明確化方法例〉 ・電気柵　・ワイヤーメッシュ　・消石灰帯　・柵　・ロープ　・三角コーン　・垣根（プランター）	☐ はい	☐ いいえ	
②衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	☐ はい	☐ いいえ	
③出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

9　放牧制限の準備				
●（放牧を行っている場合）放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 措置の内容				

☐ 避難用設備の確保の準備	具体的な内容	
☐ 出荷	☐ 事前協議：済	
	☐ 事前協議：調整中	
	☐ 事前協議：未	
☐ 他地域への移動	☐ 事前協議：済	
	☐ 事前協議：調整中	
	☐ 事前協議：未	
	移動場所	

【記入欄】　今後の改善方針

10　埋却等に備えた措置			
●以下の（1）～（3）いずれかの措置を行っている。 ※以下の（1）～（3）のいずれかの資料を添付 （1）死体の処理に必要な埋却地を確保している。 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項 （2）死体の処理に必要な焼却施設を確保している。 ア 焼却施設の名称・所在地 イ 農場から焼却施設までの距離 ウ 焼却施設の近隣住民その他の関係者への焼却の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無 （3）埋却地・焼却施設の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っている。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 措置の内容			
☐ 埋却地の確保　☐ 焼却のための取組 ☐ 都道府県知事が求める取組（土地の確保に係る措置・焼却のための施設又は機械の利用に係る措置・化製のための施設又は機械の利用に係る措置）			

【記入欄】　今後の改善方針

11　愛玩動物の飼育禁止			
●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

12　密飼いの防止			
●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。 ※以下の資料を添付 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに○㎡／頭）を記載した資料	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止			
13　衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限			
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 措置の内容			
☐ 門　☐ ロープ　☐ 立入禁止看板の設置 ☐ その他：（　　）			
【記入欄】　今後の改善方針			

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置			
●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者等は除く。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等			
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 消毒設備			
☐ 設置されたスプレー　☐ 消毒槽　☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用 ☐ その他：（　　）			
【記入欄】　今後の改善方針			

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			
①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。 〈措置並びに使用するものの例〉 衣服：　専用作業着、防護服 靴：　専用靴、ブーツカバー	☐ はい	☐ いいえ	
②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	☐ はい	☐ いいえ	
③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等			
①衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 消毒設備			
☐ ゲート式車両消毒装置　☐ プール式車両消毒装置　☐ 動力噴霧器　☐ 蓄圧式噴霧器 ☐ 消灰帯（幅：　　m） ☐ その他：（　　）			
②衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。 〈措置の例〉 ・農場専用のフロアマットの設置　・降車時にブーツカバーを使用	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
【記入欄】　今後の改善方針			

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。	☐ はい	☐ いいえ
【記入欄】　今後の改善方針		

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
●過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。	☐ はい	☐ いいえ
【記入欄】　今後の改善方針		

20　飲用水の給与		
●飼養する家畜には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。	☐ はい	☐ いいえ

【記入欄】 使用している飲用水		
☐ 水道水		
☐ 井戸水	異物混入	☐ なし ☐ あり
☐ 湧水	異物混入	☐ なし ☐ あり
☐ その他		
水質検査		
☐ 実施していない　☐ 実施している（　　回/年）		
飲水消毒		
☐ 実施していない　☐ 実施している		
【記入欄】　今後の改善方針		

21　処理済みの飼料の利用				
①肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたものを用いている。		☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください				
食品循環資源（※１）の飼料原料としての調達	☐ なし ☐ あり（具体名：　　）			
食品循環資源の収集方法	☐ 自分で収集　☐ 排出元が配達			
食品循環資源の導入元				
動物由来品（※２）の含有（可能性も含む）	☐ 不明　☐ なし ☐ あり（具体名：　　）			
動物由来品が含有していることの記録（導入元との契約書類等）	☐ なし ☐ あり（　　）			
農場での加熱方法	☐ 鍋で煮る　☐ 蒸す　☐ 焼く ☐ その他（　　）			
農場での加熱状況	温度：　　℃、　時間：　　分			
農場での加熱状況の確認方法	☐ 温度計で手動計測（頻度：　　、計測部位：　　） ☐ 自動計測　☐ その他（　　）			
農場での加熱状況の記録	☐ なし			
	☐ あり	☐ 記録表　☐ カレンダー		
		☐ その他（　　）		
攪拌方法	☐ 手動　☐ 自動			

※１　食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、食べ残し等をいう。
※２　動物由来品　：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。
　　ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。

②加熱後の飼料を含む全ての飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
③加熱処理の行われていない飼料は衛生管理区域内に持ち込んでいない。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ

【記入欄】　今後の改善方針

22　安全な資材の利用			
●大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください			
対象となる飼料、敷料等			
家畜防疫員の指導内容	☐ 加熱　☐ 消毒　☐ 一定期間の保管 ☐ その他：（　　）		

【記入欄】　今後の改善方針

23　衛生管理区域への野生動物の侵入防止			
①衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵（※）の設置その他必要な措置を講じている。 ※野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設では二重柵等の設置が必要。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 侵入防止措置			
☐ 防護柵（ 一重 ）　☐ 防護柵（ 二重 ）　☐ 塀　☐ 擁壁　☐ 壁 ☐ その他：（　　）			
②定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ
③ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講じている。 〈措置の例〉 ・除草剤の散布　・草刈り	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ

【記入欄】　今後の改善方針

24　家畜を導入する際の健康観察等				
①他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
②導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。 〈隔離方法の例〉 ・隔離畜舎　・隔離畜房	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針				

Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止			
25　畜舎に立ち入る者の手指消毒等			
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。 〈消毒設備の例〉 ・設置されたスプレー　・消毒槽　・畜舎専用の手袋の着用	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			
26　畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用			
①畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。 〈設置並びに使用するものの例〉 衣服：　専用作業着、防護服 靴：　専用靴、ブーツカバー	☐ はい	☐ いいえ	
②更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないよう、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 保管方法			
☐ 屋内　☐ 屋外（専用保管箱）　☐ 屋外（ブルーシート等で被覆） ☐ その他：（　　）			
更衣による交差汚染を防止する対策			
③畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 措置の内容			
☐ 畜舎の内外で作業する者を分けている　☐ 専用靴の履替え ☐ その他：（　　）			
④衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			
27 器具の定期的な清掃又は消毒等			
①飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	☐ はい	☐ いいえ	
②注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

28　畜舎外での病原体による汚染防止				
①家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない。		☐ はい	☐ いいえ	
②（大臣指定地域の場合）家畜を畜舎間で移動する際、屋根、壁等により野生動物などによる病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みケージ、リフト等を使用している。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	

【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください

措置の内容

☐ 畜舎間通路　☐ ケージ　☐ リフト

☐ その他：（　　）

③（大臣指定地域の場合）畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をしている。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	

【記入欄】　今後の改善方針

29　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組			
①野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。	☐ はい	☐ いいえ	

【記入欄】

畜舎内への侵入防止対策

☐ なし			
☐ ウインドウレス	☐ 隙間なし		
	☐ 隙間あり	対策	
☐ 壁または窓	☐ 破損なし		
	☐ 破損あり	対策	
☐ ネット	網目	cm	
	☐ 破損なし		
	☐ 破損あり	対策	
☐ 金網	網目	cm	
	☐ 破損なし		
	☐ 破損あり	対策	
☐ 消石灰帯	☐ 設置なし		
	☐ 設置あり	幅	m
☐ その他			

排せつ物保管場所の対策

（1）排せつ物処理方法

☐ 堆積　☐ コンポスト　☐ 共同処理施設への搬出

☐ その他：（　　）

（2）野生動物の侵入防止対策

☐ なし			
☐ 屋内保管	☐ 隙間なし		
	☐ 隙間あり	対策	
☐ ネット	網目	cm	
	☐ 破損なし		
	☐ 破損あり	対策	
☐ ブルーシート			
☐ その他			

飼料の保管場所の対策

☐ なし			
☐ 屋内保管	☐ 隙間なし		
	☐ 隙間あり	対策	

資材の保管場所の対策			
□ なし			
□ 屋内保管	□ 隙間なし		
	□ 隙間あり	対策	
□ 蓋付容器			
□ ネット	網目	cm	
	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	
□ ブルーシート			
□ その他			

死体の保管場所の対策 死体の処理		
豚（子豚）	□ 化製処理	□ その他：（　　）
豚（肥育前期）	□ 化製処理	□ その他：（　　）
豚（肥育後期及び繁殖豚）	□ 化製処理	□ その他：（　　）

死体の保管			
□ なし			
□ 屋内保管	□ 隙間なし		
	□ 隙間あり	対策	
□ コンテナ			
□ 蓋付容器			
□ ネット	網目	cm	
	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	
□ ブルーシート			
□ その他			

その他（必要に応じて記載）	
施設の種類	
具体的な侵入防止対策	

②定期的に設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。		□ はい	□ いいえ	
③（大臣指定地域の場合）放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備を確保している。	□ 該当しない	□ はい	□ いいえ	

【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください

給餌場所の防鳥ネットの設置			
□ なし			
□ あり	網目	cm	
	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	

家畜を収容できる避難用の設備の確保
□ なし　□ あり
【記入欄】　今後の改善方針

30　給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止			
●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	□ はい	□ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

31　ねずみ及び害虫の駆除			
①ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください ねずみの駆除対策			
☐ 殺鼠剤　☐ 粘着シート ☐ その他：（　　）			
害虫の駆除対策			
☐ 殺虫剤　☐ 粘着シート　☐ アブトラップ ☐ その他：（　　）			
②畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕している。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			
32　衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
①衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	☐ はい	☐ いいえ	
②病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			
33　畜舎等施設の清掃及び消毒			
●畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			
34　毎日の健康観察			
●毎日、飼養する家畜の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止			
35　衛生管理区域から退出する者の手指消毒等			
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	☐ はい	☐ いいえ	
記入欄（はいの場合）※「項目15　衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等」と同じ場合には記載不要。 消毒設備			
☐ 項目15と同じ　☐ 設置されたスプレー　☐ 消毒槽　☐ 衛生管理区域専用の手袋の着用 ☐ その他：（　　）			
【記入欄】　今後の改善方針			

36　衛生管理区域から退出する車両の消毒				
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
記入欄（はいの場合）※「項目17　衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等」と同じ場合には記載不要。 消毒設備				
☐ 項目17と同じ　☐ ゲート式車両消毒装置　☐ プール式車両消毒装置　☐ 動力噴霧器　☐ 蓄圧式噴霧器 ☐ 消灰帯（幅：　　m） ☐ その他：（　　）				
【記入欄】　今後の改善方針				
37　衛生管理区域から搬出する物品の消毒等				
●家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	☐ 該当しない	☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針				
38　家畜の出荷又は移動時の健康観察				
①家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。		☐ はい	☐ いいえ	
②家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　※「はい」の場合は回答してください 漏出防止方法（死体）				
☐ 屋根付きトラック　☐ 蓋付き容器　☐ ブルーシート ☐ その他：（　　）				
漏出防止方法（排せつ物）				
☐ 蓋付き容器　☐ ブルーシート ☐ その他：（　　）				
【記入欄】　今後の改善方針				
39　特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止				
①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。 ※家畜の所有者等は特定症状について十分理解し、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要であり、従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が飼養衛生管理マニュアルや貼紙、口頭等によって行われている必要がある。		☐ はい	☐ いいえ	
②（特定症状が確認された場合）農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。		☐ はい	☐ いいえ	
③（特定症状が確認された場合）衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。		☐ はい	☐ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針				

40　特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止			
※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が飼養衛生管理マニュアルや貼紙、口頭等によって行われている必要がある。			
①特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	□ はい	□ いいえ	
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこととしている。	□ はい	□ いいえ	
③（当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	□ はい	□ いいえ	
④（飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□ はい	□ いいえ	
【記入欄】　今後の改善方針			

※　特定症状
１．豚熱及びアフリカ豚熱を疑う症状
①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。
②同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。
（１）摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退
（２）便秘、下痢
（３）結膜炎
（４）歩行困難、後躯麻痺、けいれん
（５）削痩、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
（６）流死産等の異常産の発生
（７）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
③同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
④血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（１万個未満/μl）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

２．口蹄疫を疑う症状
①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
②同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。
ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（　　） 氏名：

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（　　） 氏名：